

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はステークホルダーの皆様(株主、顧客、従業員、社会)から信頼される企業経営を、経営理念に掲げております。こうした観点から、経営の健全化・透明化を高めるべく、コーポレートガバナンスの取り組みを強化しているところであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大谷製鉄株式会社	8,937,000	21.59
三菱商事株式会社	3,922,000	9.47
住友商事株式会社	2,237,000	5.40
新日鉄住金エンジニアリング株式会社	1,672,500	4.04
公益財団法人 大谷教育文化振興財団	1,659,000	4.00
大同生命保険株式会社	1,293,000	3.12
大谷 民明	1,200,000	2.89
大谷 壽一	1,193,000	2.88
大谷 智代	1,185,000	2.86
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,066,942	2.57

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大谷 壽一	他の会社の出身者		○	○	○	○	○		○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大谷 壽一	○	大谷壽一氏は、当社の主要株主である大谷製鉄株式会社の代表取締役社長であります。同社は当社製品の販売先であります。その取引額は275百万円(2014年実績)であります。また、当社は同氏が理事を務める公益財団法人大谷教育文化振興財団に対し、5百万円の寄付(2014年実績)を行っております。	大谷製鉄株式会社を始めとする経営者としての豊富な知識と経験を生かし、企業経営全般について有益なアドバイスが期待でき、コーポレート・ガバナンスの向上に繋がるものとして社外取締役に選任しております。大谷製鉄株式会社は当社の主要株主(持株21.85%)ですが、大谷氏個人と当社との間に特別の利害関係はありません。また、同社との取引額(275百万円。2014年実績)が当社の売上高(22,701百万円。2014年3月期。)の1%相当に過ぎない僅少なものであることから、同社から過大な影響を受けることはないと判断しております。そして、公益財団法人大谷教育文化振興財団に対する寄附は教育関連のものであり、大谷製鉄株式会社の事業分野や大谷氏の企業経営等に関連するものではありません。従って、一般株主と利益相反の恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人が実施する各事業所の往査に可能な限り参加して、その監査状況を確認するとともに、経理部門と会計監査人の打合せにも同席して、情報交換、意見交換を行っており、決算監査の最終段階では社長、会計監査人との三者懇談会も主催して、意見交換を行って

ます。

また、監査役と内部監査部門の経営企画室は、合理的かつ効果的な監査を実施する目的で、可能な範囲で連携して合同監査を実施しており、経営企画室の年間内部監査計画が社長に承認された後に、合同監査について意見調整を行っており、その他内部監査以外の案件についても、必要に応じて意見調整を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡 和彦	その他								○					
早崎 寛	他の会社の出身者	○				○			○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡 和彦	○	—	岡和彦氏は、弁護士としての経験から、その優れた法的専門知識を生かし、監査体制の強化に繋がる助言をいただいております。そのことにより、独立性は確保されており、一般株主と利益相反の恐れがないことから、同氏を独立役員に指定しております。
早崎 寛	○	当社は、早崎寛氏が理事を務める公益財団法人大谷教育文化振興財団に対し、5百万円の寄付(2014年実績)を行っております。	公務員や他社経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただいております。その独立性と客観性を高く保ちつつ、監査体制の強化に繋がる助言等をしていただいております。同氏が理事をしている公益財団法人大谷教育振興財団に対する寄付は教育関連のものであり、早崎氏の企業経営等に関連するものではありません。従って、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員の業績連動型報酬については、一定の要件を満たせば、損金算入できることとされているが、實際上、業績連動型役員報酬の損金算入を認めるのは例外的場面に限られます。また、損金算入を認められるためには、算出方法の開示も必要になりますが、そうすると、役員報酬の個別開示までは要求されない実務との間にアンバランスが生じます。その為、当社では役員の業績連動型報酬の導入に現時点では慎重な姿勢を取っております。

また、ストックオプションを役員に付与すると、潜在的な発行済株式増加原因となり、1株当たりの利益の低下が懸念されますので、既存株主の利益との兼ね合いも考慮に入れざるを得なく、慎重に検討しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2014年3月期における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。
取締役に対する報酬7名131百万円(うち、社外社外取締役1名6百万円)
監査役に対する報酬3名20百万円(うち、社外監査役2名8百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬額は、株主総会で決められた上限額の範囲内で取締役会の決議により各取締役の役位などをふまえて決定します。各監査役の報酬額は、株主総会で決められた上限額の範囲内で監査役会の協議により各監査役の役位などをふまえて決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役の参加できなかった取締役会の内容や個別の重要な事項については、適時報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

<現在の体制の概要>

当社は、監査役設置モデルを採用しております。代表取締役1名を含む取締役7名で構成される取締役会では、経営上の重要な意思決定を行うとともに、経営監視にも意を払っております。監査役監査は社外監査役2名を含む監査役3名体制をとっております。監査役は取締役会やその他重要な経営会議への出席等を通して取締役の職務の執行を監視しております。

<監査役機能強化に向けた取組み>

前述の「監査役と会計監査人連携状況」や「社外監査役のサポート体制」に記載されたことのほか、監査役は、コンプライアンス遵守のために設置された内部統制委員会に出席し、情報の共有化を図ると共に監査役機能の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

<現在の体制を選択する理由>

当社が監査役設置会社を採用するのは、当社の規模・業態等に鑑みれば監査役設置会社の制度設計により、取締役会・監査役(会)の経営監視は十分機能すると考えているからです。

<社外取締役の役割・機能>

社外取締役には、経営者としての豊富な知識・経験を生かし経営陣より独立した客観的立場で意思決定に貢献し、適切なアドバイスを得ることを期待しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第94回定時株主総会の招集通知は、株主総会開催日の21日前(2014年6月6日)に発送しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、招集通知、報告書、臨時報告書など適時開示資料等も積極的に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部、経理部	
その他	主幹事証券の依頼により、一部機関投資家にIRの説明に訪問するとともに、機関投資家のIR個別面談にも積極的に応じています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、行動方針を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得し、安全環境グループを中心として全社をあげた積極的な環境保全活動に取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報提供に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

1. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) リスクマネジメント規程を定めてリスク管理担当役員がリスク管理を統括するとともに、取締役会が選定する重要リスクについて、そのリスク管理状況を定期的にモニタリングする体制を整備する。

2) 大規模な事故、災害等が発生した場合の対応として、危機管理規程・事業継続計画(BUSINESS CONTINUITY PLAN:BCP)を定め、人的安全と事業の継続を確保する体制を整備する。

3. 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

当社の経営に関する事項は、社内規程に従い、その重要度に応じて、取締役会または幹部会において審議・決定する。取締役の職務が効率的に行われることを確保するため、職務権限規程や業務分掌規程などを定める。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) 役員および社員が規範として遵守すべき事項を行動指針として定め、その浸透を図る。

2) コンプライアンスに関する施策は、内部統制委員会において立案する。

3) 社長はコンプライアンスに関する施策の実施を統括し、各部門長はコンプライアンスに関する施策の実施につき責を負う。

4) 役員および社員に対する教育・研修は、階層別を実施する。

5) 公益通報者保護法に従い、内部通報制度を整備し、社員に対しその周知を図る。

6) 経営企画室が内部監査を実施し、業務の適正確保を図る。

7) 金融商品取引法に従い、財務報告に係る内部統制の整備を行うとともにその運用状況を含めて定期的に評価し、財務報告の信頼性確保を図る。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および関係会社がグループ内で安定成長を図るために、関係会社管理規程を定め、親会社・子会社間の報告連絡体制を確立する一方で、利益相反防止に必要な措置も講じてグループ全体の業務の適正確保を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

現状の事業規模に鑑みれば、監査役の職務を補助すべき使用人を置かなくとも、独立性の確保された内部監査部門等と緊密な連係を保つことにより、監査の実効性は確保できるとの監査役の判断により、当社は当該使用人に関する体制を設けない。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 当社グループの取締役(および使用人)は、監査役に対して、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに報告することとする。

2) 当社グループの取締役(および使用人)が、監査役に当該事実に関する事項を報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、取締役会、幹部会、その他の重要会議等に参加し、必要があれば意見を述べる。

2) 監査役は代表取締役等と定期的に会合をもち経営課題等につき意見を交換する。

3) 内部監査部門等と緊密な連係を保ち、監査の実効性確保を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

1. 基本的な考え方

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、一切の取引を行いません。

2. 整備状況

・法令等を遵守し、社会の良識に基づいて行動することを「行動指針」に定め、内部統制委員会を中心としたコンプライアンス教育の中で、反社会的勢力の排除を徹底するように指導しています。

・購買業務規程の購買方針において、反社会的勢力と一切の取引を行わないことを定めています。

・反社会的勢力に関する必要な情報については、警察や地元の企業等から関連情報を入力し、総務部より関連部署に連絡しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

中長期的な経営計画にもとづき、キャッシュは製造設備などの有形資産だけでなく、技術や人材などの知的資産を最大限に有効活用し、企業価値の更なる向上を図ることを基本とします。当社株式の大量買付け行為がなされた場合の具体的防衛策については、現状の株主構成などに鑑み、現段階では導入しておりません。

ただ、買収防衛策の重要性を十分認識しておりますので、継続して検討していきます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

取締役会の承認、報告を要する重要な案件については、当社取締役会規則に定めています。それらの重要事項について、取締役は適切に取締役会に付議するとともに、株式会社大阪証券取引所の会社情報適時開示規則に基づき、開示すべき案件が決議、報告された場合は、代表取締役または開示の責任者として定められたもの（常務取締役、総務部長、経理部長など）が、決議、報告後、適時開示を行う体制を整えています。また、緊急に開示を要する重要事項が発生した場合には、代表取締役または開示の責任者として定められたものが適時開示を行っています。

株主総会

選任・解任 ↓ ↑ 報告

選任・解任 ↓ ↑ 報告

選任・解任 ↓

諮問 ↓

内部統制委員会

取締役会
代表取締役

監査 ←

監査役会

連携 ↔

会計監査人

報告 ←

連携 ↑ ↓

指示 →

内部監査部門

連携 ↔

報告 ←

監督 ↓ ↑ 報告

幹部会

指示 ↓ ↑ 報告

担当役員

従業員

内部監査 ↓

会計監査 ↓

内部通報 ↑

内部通報 →

顧問弁護士

報告 →

